

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年11月10日
【会社名】	アルインコ株式会社
【英訳名】	ALINCO INCORPORATED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小 山 勝 弘
【本店の所在の場所】	大阪府高槻市三島江1丁目1番1号 (注) 上記は登記上の本店所在地であり、実際の本店業務は下記で行っております。
【電話番号】	(072)677 - 0316(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長兼施工安全管理室担当 岸 田 英 雄
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区高麗橋4丁目4番9号
【電話番号】	(06)7636 - 2222(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長兼施工安全管理室担当 岸 田 英 雄
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 341,573,100円 (注) 募集金額は、発行価額の総額であり、平成26年10月31日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	330,000株	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数 100株

- (注) 1 平成26年11月10日(月)開催の取締役会決議によります。
- 2 本募集とは別に、平成26年11月10日(月)開催の取締役会において、当社普通株式1,200,000株の新株式発行に係る一般募集及び当社普通株式1,000,000株の自己株式の処分に係る一般募集（以下併せて「一般募集」という。）を行うことを決議しております。また、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から330,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」といい、一般募集と併せて以下「本件募集売出し」という。）を行う場合があります。
- 3 本募集は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社を割当先として行う第三者割当増資（以下「本第三者割当増資」という。）であります。
オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
- 4 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	330,000株	341,573,100	170,786,550
一般募集			
計（総発行株式）	330,000株	341,573,100	170,786,550

(注) 1 本募集は、前記「1 新規発行株式」(注) 3に記載のとおり、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社を割当先として行う第三者割当の方法によります。なお、当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称		野村證券株式会社	
割当株数		330,000株	
払込金額		341,573,100円	
割当予定先の内容	本店所在地	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	
	代表者の氏名	代表執行役社長 永井 浩二	
	資本金の額	10,000百万円	
	事業の内容	金融商品取引業	
	大株主	野村ホールディングス株式会社 100%	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	
		割当予定先が保有している当社の株式の数（平成26年9月20日現在）	41,600株
	取引関係	一般募集の主幹事会社	
	人的関係		
当該株券の保有に関する事項			

- 2 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
- 3 発行価額の総額、資本組入額の総額及び払込金額は、平成26年10月31日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数 単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	100株	平成26年12月16日(火)	該当事項はありません。	平成26年12月17日(水)

(注) 1 発行価格については、平成26年11月18日(火)から平成26年11月20日(木)までの間のいずれかの日に一般募集において決定される発行価額と同一の金額といたします。なお、資本組入額は資本組入額の総額を本第三者割当増資の発行数で除した金額とします。

2 本第三者割当増資においては全株式を野村證券株式会社に割当て、一般募集は行いません。

3 野村證券株式会社は、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の取得予定株式数につき申込みを行い、申込みを行わなかった株式については失権となります。

4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格を払込むものとします。

(3) 【申込取扱場所】

場所	所在地
アルインコ株式会社 本店	大阪府高槻市三島江1丁目1番1号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社近畿大阪銀行 本町営業部	大阪府大阪市西区京町堀1丁目6番5号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
341,573,100	3,000,000	338,573,100

(注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 払込金額の総額は、平成26年10月31日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

当社グループの手掛ける建設用仮設機材については、東日本大震災後の復興需要の高まりや、平成32年の東京オリンピック・パラリンピック開催等を背景にした社会インフラの改修整備によって建設投資が中・長期的に高い水準で推移すると想定しており、今後の需要増加に備えた設備投資が必要な状況であります。

このような状況を踏まえ、上記差引手取概算額上限338,573,100円については、本第三者割当増資と同日付をもって決議された一般募集の手取概算額2,260,154,000円と合わせ、手取概算額合計上限2,598,727,100円について、900,000,000円を平成27年12月までに兵庫第二工場の新工場棟兼製品倉庫建設に係る設備投資資金に、530,000,000円を平成27年3月までにフック付足場板生産ライン敷設に係る設備投資資金に、1,168,727,100円を平成29年3月までの次世代足場等のレンタル資産の取得資金の一部に充当する予定であります。なお、実際の支出までは、当社名義の銀行口座にて適切に管理いたします。

兵庫第二工場の新工場棟兼製品倉庫については、既存2工場（兵庫第一工場、兵庫第二工場）のアルミ関連製品生産ラインを新工場棟に集約し生産効率化を図るとともに、製品倉庫は自社倉庫機能の充実により外部倉庫から自社倉庫への在庫の移管により保管コストの合理化を図るものであります。

フック付足場板生産ラインについては、近年需要が旺盛なフック付足場板の増産に対応するものであります。

また、次世代足場等のレンタル資産への投資については、仮設機材レンタル市場において旧来の枠組足場から次世代足場に切り替えが進みつつある状況のなかで、当社グループが保有するレンタル資産についても施工性に優れた次世代足場への切り替えを図ることで、資産の高付加価値化と競争力向上を進めるためのものであります。

なお、設備計画の内容につきましては、本有価証券届出書提出日（平成26年11月10日）現在（ただし、既支払額については平成26年10月20日現在）、以下のとおりとなっております。また、後記「第三部 追完情報 3 設備計画の変更」と同様の内容であります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
提出会社	兵庫第二工場 (兵庫県丹波市)	建設機材 関連事業	新工場棟兼 製品倉庫	900	-	増資資金及び 自己株式処分資金	平成27年 6月	平成27年 12月	(注) 2
提出会社	兵庫第二工場 (兵庫県丹波市)	建設機材 関連事業	フック付 足場板 生産ライン	690	160	自己資金、 増資資金及び 自己株式処分資金	平成26年 8月	平成27年 3月	(注) 3
提出会社	全国営業所	レンタル 関連事業	レンタル 資産（次世 代足場等）	1,700	-	自己資金、 増資資金及び 自己株式処分資金	平成27年 1月	平成29年 3月	(注) 4

(注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2 新工場棟に既存2工場（兵庫第一工場、兵庫第二工場）のアルミ関連製品生産ラインを集約することで効率化を図るとともに、外部倉庫にある在庫を製品倉庫に移管することで合理化を図るものであります。

3 兵庫第二工場の新工場棟にアルミ関連製品生産ラインを集約することに伴い、既存の工場棟に新たにフック付足場板生産ラインを設置するもので、完成後は当該製品の生産能力は設置前に比べておよそ67%増加する見込みです。

4 完成後の増加能力については、その貸出能力の合理的な測定が困難である為、記載を省略しております。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

オーバーアロットメントによる売出し等について

当社は、平成26年11月10日(月)開催の取締役会において、本第三者割当増資とは別に、当社普通株式1,200,000株の新株式発行に係る一般募集及び当社普通株式1,000,000株の自己株式の処分に係る一般募集（一般募集）を行うことを決議しておりますが、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から330,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。本第三者割当増資は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために行われます。

また、野村證券株式会社は、本件募集売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成26年12月10日(水)までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、本件募集売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村證券株式会社は本第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成26年11月10日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更がありました。

以下の内容は当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、変更箇所については、_____ 罫で示しております。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、以下の「事業等のリスク」に記載した事項を除き、本有価証券届出書提出日（平成26年11月10日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

[事業等のリスク]

(1) 為替の変動について

当社グループの住宅機器関連事業は海外委託生産を行っており、平成27年3月期第2四半期累計期間の米ドル建商品仕入高は当社グループの総商品仕入高の74.5%となっております。当社グループは今後もコストダウンによる価格競争力を保持し販売シェア拡大のため、海外委託生産を継続する方針であります。取引は大部分が米ドル建てで行われており、為替相場が変動した場合、当社グループの業績に影響を受ける可能性があります。当社では仕入コストの安定を目的として為替予約取引による為替ヘッジを行っております。

(2) 建設動向について

当社グループの建設機材関連事業及びレンタル関連事業においては建設関連の仮設足場機材の販売並びにレンタルを事業としております。この業界はバブル期以降、縮小傾向で推移しておりますが、想定をさらに上回る建設需要の減少や関連価格の大幅な変動が起こった場合は当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 新設住宅着工戸数の動向について

当社グループのレンタル関連事業の低層用仮設機材レンタルは主に住宅の建築時に使用されるため、当社グループの業績は新設住宅着工戸数の増減に少なからず影響を受けております。新設住宅着工戸数は一般経済情勢、金利動向、地価動向、建築基準法、税制等様々な要因の影響を受けますので、その結果によっては当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 海外生産拠点への依存について

当社グループの電子機器関連事業の無線機等の製造工程のうち組立加工について価格面、品質面及び安定供給等の観点から外注先を選定した結果、フィリピンでの組立加工に依存する割合が大きくなっております。また、住宅機器関連事業も子会社の蘇州アルインコ金属製品有限公司を始め数社において海外委託生産を行っており、その主な国は中国であります。生産委託先のある国々の政治・社会情勢及び為替動向等によっては、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 建設業法について

当社グループのレンタル関連事業が取得している一般建設業の「とび・土工工事業及び内装仕上工事業」の許可票は1件当たりの請負金額が500万円未満の請負工事においては必要とされておりません。しかしながら当社のレンタル関連事業の主な取引先は住宅会社、建設会社、工務店、リフォーム業者であり、取引を行なう場合一般建設業の許可については必須事項となっておりますので、一般建設業の許可の取消や停止事由が発生した場合は当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 将来に関する事項について

以上に記載している将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成26年11月10日)現在において当社グループが判断したものであります。

2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成26年11月10日）までの間において、次のとおり臨時報告書を提出しております。

（平成26年6月23日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社は、平成26年6月19日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成26年6月19日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役として、井上雄策、小山勝弘、加藤晴朗、岸田英雄、平野晴正、家塚昭年、高田壮平、前川信幸、小林宣夫及び梨和 信を選任する。

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

補欠監査役として、浅井俊幸及び松本邦雄を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 定款一部変更の件	131,476	7,824	0	(注) 1	可決 93.06
第2号議案 取締役10名選任の件					
井上 雄策	138,997	303	0	(注) 2	可決 98.38
小山 勝弘	139,166	134	0		可決 98.50
加藤 晴朗	139,167	133	0		可決 98.50
岸田 英雄	139,167	133	0		可決 98.50
平野 晴正	139,157	143	0		可決 98.49
家塚 昭年	139,166	134	0		可決 98.50
高田 壮平	139,167	133	0		可決 98.50
前川 信幸	139,167	133	0		可決 98.50
小林 宣夫	139,167	133	0		可決 98.50
梨和 信	139,056	244	0		可決 98.42
第3号議案 補欠監査役2名選任の件					
浅井 俊幸	139,154	146	0	(注) 2	可決 98.49
松本 邦雄	139,026	274	0	可決 98.40	

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

3 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第44期事業年度）における「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画（1）重要な設備の新設等」（後記「第四部 組込情報」に記載の、四半期報告書（第45期第2四半期）において追加された計画を含む）は、本有価証券届出書提出日（平成26年11月10日）現在（ただし、既支払額については平成26年10月20日現在）、以下のとおりとなっております。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
提出会社	兵庫第二工場 (兵庫県丹波市)	建設機材 関連事業	新工場棟兼 製品倉庫	900	-	増資資金及び 自己株式処分資金	平成27年 6月	平成27年 12月	(注) 2
提出会社	兵庫第二工場 (兵庫県丹波市)	建設機材 関連事業	フック付 足場板 生産ライン	690	160	自己資金、 増資資金及び 自己株式処分資金	平成26年 8月	平成27年 3月	(注) 3
提出会社	全国営業所	レンタル 関連事業	レンタル 資産（次世 代足場等）	1,700	-	自己資金、 増資資金及び 自己株式処分資金	平成27年 1月	平成29年 3月	(注) 4

(注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

- 2 新工場棟に既存2工場（兵庫第一工場、兵庫第二工場）のアルミ関連製品生産ラインを集約することで効率化を図るとともに、外部倉庫にある在庫を製品倉庫に移管することで合理化を図るものであります。
- 3 兵庫第二工場の新工場棟にアルミ関連製品生産ラインを集約することに伴い、既存の工場棟に新たにフック付足場板生産ラインを設置するもので、完成後は当該製品の生産能力は設置前に比べておよそ67%増加する見込みです。
- 4 完成後の増加能力については、その貸出能力の合理的な測定が困難である為、記載を省略しております。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第44期)	自 平成25年3月21日 至 平成26年3月20日	平成26年6月20日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第45期第2四半期)	自 平成26年6月21日 至 平成26年9月20日	平成26年10月31日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年6月18日

アルインコ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北 本 敏 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神 田 正 史 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 桃 原 一 也 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアルインコ株式会社の平成25年3月21日から平成26年3月20日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アルインコ株式会社及び連結子会社の平成26年3月20日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、アルインコ株式会社の平成26年3月20日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、アルインコ株式会社が平成26年3月20日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成26年 6 月18日

アルインコ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北 本 敏 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神 田 正 史 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 桃 原 一 也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアルインコ株式会社の平成25年3月21日から平成26年3月20日までの第44期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アルインコ株式会社の平成26年3月20日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年10月30日

アルインコ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北 本 敏 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神 田 正 史 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 桃 原 一 也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアルインコ株式会社の平成26年3月21日から平成27年3月20日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成26年6月21日から平成26年9月20日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成26年3月21日から平成26年9月20日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、アルインコ株式会社及び連結子会社の平成26年9月20日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。